

会議結果報告書

1 会議の名称

令和6年度光市文化財審議会

2 開催日時

令和6年5月9日（木） 10：00～12：00

3 開催場所

光市教育委員会 1階

4 出席者

- ・光市文化財審議会委員 9人（欠席1人）
- ・事務局 5人

5 公開・一部公開の別

公開

6 会議の議事録（要点）

（1）教育長あいさつ（部長代読）

（2）委員紹介

（3）会長・副会長の選任

（4）議事 光市文化財の指定について

ア 光海軍工廠関係資料群 海軍水道水道管の追加指定について

事務局から追加指定の経緯及び海軍水道水道管の概要について説明。

《質疑等》

○会長

- ・今後、水道管が他に見つかる可能性はありますか。

○事務局

- ・水道管の布設工事は続くので、見つかる可能性はあります。

○委員

- ・錆止めはどのようにする予定ですか。写真を見る限りそのままだ状態で保ち、錆が進行してから対応してもよいと思います。

○事務局

- ・赤錆を黒錆に変える塗料の塗布を考えています。対応時期については検討します。

○委員

- ・他の事例を参考に、黒錆に変えることにしたのですか。

○事務局

- ・事務局で調査した結果、黒錆に変えることにしました。

○委員

- ・光海軍工廠関係資料群をどのようにとらえていますか。慰霊碑や道路等も海軍工廠に関わっていると言えます。関係資料群の枠を広げすぎると收拾がつかなくなると思います。

○事務局

- ・光海軍工廠関係資料群については、本市に光海軍工廠が建設された歴史的事実を証明する貴重な資料群と考えています。そのため、貴重な資料については、新たに追加指定される可能性があり、本件のように審議会にお諮りしていきたいと考えています。

○会長

- ・諮問された海軍水道水道管については、昨年度の審議会において指定する価値を有しているという見解は示しています。本日の委員皆様からは、事実確認のご質問はありましたが、資料が有する価値を否定する意見はありません。そのため、海軍水道水道管は、昨年12月に指定された光海軍工廠関係資料群の一式7点と同様に、本市に光海軍工廠が建設された昭和前期の歴史的事実を証明する貴重な資料であり、貴重な当該資料を適切に構成に継承していくため、追加指定して適切な保存や保護の対策が講じられ、公開活用を図っていくことが適切であると考えます。委員の皆様いかがでしょうか。

○全委員 異論なし

○会長

- ・それでは、事務局に置かれましては、今申し上げた内容で答申の準備等を進めてください。これで議事は終了とします。

イ 虹ヶ浜菊の指定について

事務局から虹ヶ浜菊の概要について説明。

《質疑等》

○委員

- ・虹ヶ浜菊については、牧野氏は新種としていますが雑種ではないかと思います。ノジギク・シマカンギク・サンインギクのいずれとも全て合致することはなく、中間性が多い植物です。また、命名者である牧野氏が標本を残していなかったこともあり、虹ヶ浜菊は、植物学上、研究の余地があると思います。

○委員

- ・それでは委員の指定に関するご意見はいかがでしょう。

○委員

- ・牧野氏が新種として虹ヶ浜菊を紹介した論文は、現在では無効とも言えますが、

虹ヶ浜菊は存在していますし、指定には賛成です。ただ、保存活動地として指定するのであれば、そこに生えているのは虹ヶ浜菊である必要があります。

○会長

・虹ヶ浜菊の名称ですが、カタカナ表記ではなく漢字表記でも問題ありませんか。

○委員

・漢字表記の指定事例はありますし、虹ヶ浜という地名が漢字表記されることは市民にとっても分かりやすく親しみやすいので、漢字表記で良いと思います。

－休憩－

○委員

・植物学上の判断は難しいのですが、調書に記載された「文化資源の高付加価値」に照らし合わせると、浅江地域における虹ヶ浜菊の保存活用は大事な取組みと考えます。こうした活動を継続していくためにも、指定して保護することは必要ではないかと思います。

○委員

・以前、教員として浅江小学校に勤務していましたが、この小学校の取組みは、次世代の担い手である子供たちにも丁寧に伝えられています。地域に伝わっていますし、地域の宝としても親しまれています。指定する価値があると思います。

○委員

・自生する本来の生育地は、生育地として残すことも大切で、全て管理しやすいところに移すことは避けた方が良いと思います。また、虹ヶ浜菊と他の花も一緒にした群生地としての指定も避けるべきです。

○委員

・番地指定をされていますが、指定地を超えて広がることはありませんか。

○事務局

・調書に記載している指定地の地番は広く、現在定植が行われている保存活動地はそれぞれの指定地の一部であり、指定地内で継承できると考えています。なお、それぞれの定植地はロープで囲うなどの対応がなされており、それぞれの地番に「地内」を加えたいと思います。

○会長

・植物学上の虹ヶ浜菊は複雑な雑種というイメージを持っていましたが、南委員が持参されたそれぞれの野生菊を拝見させていただき、説明を伺っていると虹ヶ浜菊という特徴が見えてくるとありますが如何でしょうか。

○委員

・様々な要素がありますので完全には言えませんが90%程度くらいは見分けられると思います。

○会長

・地域の方々が虹ヶ浜菊を宝として保存活用していくためには、様々な視点が大切であることが分かりました。そして、「文化資源の高付加価値」という視点や子供たちにも継承されている発言を伺いますと、このたびの浅江地区の取組みが市内の他の地域でも盛り上がっていくことが好ましく、さらには文化のかおるまち光市へと発展していくことが望まれます。委員の皆様からは指定に反対のご意見はないようです。皆様にいただいたご意見を踏まえ、虹ヶ浜菊を光市の文化財に指定することは適当であると考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

○全委員 異論なし

○会長

・それでは、事務局に置かれましては、今申し上げた内容で答申の準備等を進めてください。これで議事は終了とします。

(5) その他

前回の審議会における委員の意見に基づき、伊藤公資料館収蔵資料のうち、指定候補になり得る特徴的な主要資料の調査概要について、事務局より配布資料及び搬入資料4点をもとに説明し、今後の調書作成等について委員の意見等を求める。

○会長

・伊藤公資料館の収蔵資料の主要なものがよく分かりました。評価基準に記載されているように資料としての価値は高いと思いますが、価値付けがこれからとなる資料はありますか。

○事務局

・現在の収蔵資料について申しますと、主要資料のリストに記載している皇室菊十六御紋銀盃三ツ重以外にも明治天皇からの下賜品があります。これらの資料については、今後の調査によって年代特定が可能になるかもしれません。

○会長

・時間を要するかもしれませんが、調査を進めながら調書を作成した方が良い資料もあるのですね。よろしくお願いします。

○委員

・伊藤博文書簡の評価基準として、伊藤博文の人間性や人物像が分かるという点も追加してよいと思います。良い資料だと思います。

○事務局

・報告資料のうち、伊藤博文書簡の文化財概要カードには「本書簡は博文の人間像を読み取る上でも貴重な資料」と記載しておりますので、評価基準にも記載します。

○事務局

・委員皆様のこれまでのご発言や資料を見ていただいた際の感想を伺っておりますと、本日ご報告した資料につきまして、調書を作成していく方向性に反対のご意見

はないと思われます。今後、調書に基づきご審議いただく際、全てを一括する方法やテーマ等によって年次的に進める方法もあるかと思いますが、ご意見等がありましたらお願いします。

○会長

・一括して指定されるとインパクトはあると思いますが、打ち上げ花火のようになってしまう恐れがあります。指定された文化財については、伊藤公資料館の入館者にじっくり見学していただきたいので、年次的に進めていく方が多くの方々の目に触れると思います。一括にはこだわらなくてもよいと思います、

○委員

・他館の事例から考えると、伊藤家から寄贈された資料を1つのまとまりとして指定の審議を進めていく方法はあると思います。

○事務局

・いただいたご意見を参考にさせていただきます。事務局からの報告は以上ですが、委員の方から何かご報告等あればお願いします。

○委員

・令和4年度の文化財審議会において、指定候補として推薦された清水家文書につきましては、関係する難波家文書とともに古文書調査を進めており、釈文までは終了しています。本年度に釈文の内容確認を行い、データ化を目指していきます。